

住宅リフォームを市内の業者で施工した場合、経費の一部を補助します

商工課

彦根市では、市民の皆さんが、市内に本社がある法人、または個人の施工業者を利用して、自宅の修繕、補修工事など（住宅リフォーム）を行う場合に、その経費の一部を補助する制度を今年度も行います。この制度は、緊急経済対策として、市内産業の活性化と雇用の安定を図るために行う事業です。平成23年3月31日（木）までの期限付きで行います。

対象となる工事

①住宅の修繕、補修工事、模様替え工事（外構工事は除く）
②公共下水道への接続にともなう住宅の工事
に該当する工事

対象となる住宅

市内の住宅。ただし、事務所や店舗、賃貸アパートなどは対象外です。併用住宅は、住居部分のみ、マン

ションなどは専有部分のみが対象です。
補助金額
工事経費の20%で、最高20万円（千円未満は切り捨て）

※彦根市の予算の範囲内に限ります。
対象となる人
次の要件をすべて満たしている人

①対象となる住宅を所有し、かつ、その住宅に居住している人
②市税や市の各種融資の償還について滞納がない人
③対象となる工事について、国・県・市のほかの制度の補助を受けていない人

▼彦根市既存住宅耐震リフォーム支援事業補助金など、ほかの補助を受けている場合であっても対象外となる工事は、補助の対象となります。
▼補助を受けられるのは、同一住宅および同一人につき1回限りです。
▼平成20、21年度に同補助金を受けた人は申し込みできません。

▼対象となる住宅が共有名義などであっても、複数人による申し込みはできません。
申込方法
はがきに郵便番号、住所

国民年金のお知らせ

平成22年度の年金額は平成21年度と同額です

平成22年度の年金額は、次のとおりです。
老齢基礎年金
満額79万2、100円/年

障害基礎年金
1級99万100円/年
2級79万2、100円/年
遺族基礎年金
基本額79万2、100円/年

※子ども一人の加算額22万7、900円
国民年金の保険料が見直され、平成22年4月から平成23年3月までの保険料額は、月額1万5、100円になりました。

毎月の保険料を口座振替の早割制度（当月未振替）で納付すると、保険料が月々50円の割引になります。手続きは、口座振替を希望する金融機関、郵便局、または彦根年金事務所国民年金課でしてください。

また、4月分から平成23年3月分までの保険料を、納付

氏名、ふりがな、電話番号、予定工事内容、予定工事費、予定施工業者（本社住所、業者名）、予定工事期間を書いて、商工課（〒522-8501彦根4-2）へ郵送または直接提出してください。申し込みをした人には、審査の上、5月下旬に交付申請書類を送付しますので、改めて補助金の交付申請をしていただきます。

※申込者が多数の場合、抽選になります。
申込期間
4月1日（木）～5月10日（月） 午後5時必着
その他

補助金の交付申請には、工事前の写像が必要ですが、工事前の写像に、必ず工事箇所のすべての詳細な写像を撮影してください。
問い合わせ先
商工課 ☎30-6119番、FAX24-9676番

特別障害者手当・障害児福祉手当制度のお知らせ
障害福祉課

「特別障害者手当」「障害児福祉手当」は、在宅で生活していて、いつも介護が必要な障害者（児）に、3か月に1回

手当を支給し、負担の軽減を図ることを目的とするものです。
対象
①特別障害者手当 20歳以上で重度の重複障害があり、常時特別な介護を必要とする状態にあるか、絶対安静が必要とされている人

②障害児福祉手当 20歳未満で重度の障害のため、日常生活で常時介護を必要とする人
所得制限
本人、配偶者、同じ世帯での最多収入者の所得が、いずれも定められた限度額の範囲内であることが必要です。

問い合わせ先
障害福祉課 ☎27-9981番、FAX26-1767番
心身障害者の社会参加のためにタクシー運賃、自動車燃料費を助成します
障害福祉課

重度の障害がある人の積極的な社会参加を促進するために、タクシー運賃、または自動車燃料費の助成券を交付します。タクシー運賃の助成額は年額12,000円（500円×24枚）、自動車燃料費の助成額は年額6,000円（30

よう、給食費、学用品費などの一部を援助します。
対象となる保護者
次のいずれかに該当する人
①市民税が非課税または減免を受けている人
②児童扶養手当子ども手当はありません）を受給している人
③生活保護が停止または廃止となった人
④その他、商教育委員会が援助費の受給が必要と認める人

給付内容
学用品費、学校給食費、新入学学用品費、通学用品費、修学旅行費など
手続き方法
各小・中学校と商教育委員会学校教育課（市民会館2階）にあります。所定の申請書に必要事項を記入し、学校に提出してください。
※平成22年1月1日現在の住所が彦根市以外であった人は、所得を証明する書類（平成22年度課税証明書など）の添付が必要です。
※申請は、年度途中でも受け付けます。（ただし、援助は受付日以降の月額になります）
問い合わせ先
商教育委員会 学校教育課 ☎24-7971番、FAX23-9190番

安心して就学するための就学援助制度
商教育委員会学校教育課

0円×20枚）で、4月1日（木）から受付をします。
対象者
次の①～③のいずれかに該当し、さらに、施設に入所していない人で、市民税所得割額（平成21年度課税）が16万円未満の人

①身体障害者手帳1級または2級の所持者で、次のいずれかの障害のある人
▼肢体不自由障害のうち下肢障害または体幹機能障害
▼視覚障害
▼内部障害（免疫機能障害を含む）

②療育手帳A1、A2の所持者
③精神障害者保健福祉手帳1級または2級の所持者
※自動車燃料費の助成については、本人または本人と生計を同じにする家族が自動車所有し、運転する場合に限られます。
申請に必要なもの
身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、印かん
※自動車燃料費の助成には、車検証を持参してください。
手続き・問い合わせ先
障害福祉課（平田町） ☎27-9981番、FAX26-1767番

彦根市の組織が一部変わります
商人事課

彦根市では、新たな課題に適切に対応するため、4月1日から組織の一部を変更します。
区画整理課の名称変更
「区画整理課」を「市街地整備課」に名称変更し、現在都市計画課、交通対策課で担当している稲枝駅周辺整備の事務を「市街地整備課」に集約するとともに、課内に区画整理係と稲枝駅周辺整備係を設置して彦根駅東地区および稲枝駅周辺地区の重点的な整備を図ります。
問い合わせ先
商人事課 ☎30-6106番、FAX22-1398番

消防本部指令室の名称変更
「指令室」を「通信指令課」に名称変更するとともに「情報管理係」を新たに設け、平成28年5月が期限の消防・救急無線のデジタル化に備え、通信および指令体制整備の検討、データ整備の強化を進めます。
問い合わせ先
商消防総務課 ☎22-0314番、FAX22-9427番

11 広報ひこね 平成22年4月1日